



# 入院や外来の医療費が高くなりそうときは 事前に「限度額適用認定証」の申請を

■問い合わせ先  
国保医療課国民健康保険係  
☎(36)1363  
\* 国民健康保険以外の健康保険に加入している人は、各保険者へ問い合わせを

## 限度額認定証で窓口での負担が軽減

医療機関で「限度額適用認定証」(認定証)を提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額(\*1)までとなり、窓口での負担が軽減されます。認定証の交付には事前に申請が必要です。

- 認定証の申請に必要な物
  - ▽国民健康保険被保険者証
  - ▽印鑑(認印)
- \*過去12カ月で、減額認定(住民税非課税)期間の入院日数が91日以上の方は、領収書など入院期間が分かる書類が必要(入院時食事代100円の方は対象外)
- \*平成27年1月2日以降に転入した人は、前住所地の市町村が発行する「平成27年度所得課税証明書」が必要な場合あり
- その他
  - ▽70歳以上で住民税が課税されている人は、

- 高齢受給者証の提示で、自己負担限度額までの支払いとなるため、認定証の申請は不要
- ▽認定証は、申請月の初日から適用
- ▽世帯員の変更などで、認定証の区分が変わった場合は、発行している認定証が無効になります。該当時は、必ず認定証の返還を
- ▽70歳未満の人で、国税に滞納があるときは、認定証の発行は不可
- (\*1)限度額は、70歳未満の人と70歳以上の人で異なります。所得区分によっても異なります(所得区分は、毎月初日の世帯状況と住民税課税状況で決定)

\*詳細は、保険証送付時に同封している「みんなの国保」(左図参照)の8~9ページで確認を



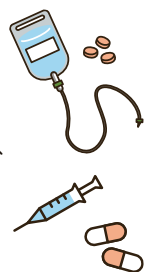
## 認定証を取得せずに 医療費が高額になった場合

医療機関に支払った1カ月の負担金が自己負担限度額を超えるときは、申請すると、その超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。

市では、支給申請をしていない人で、対象金額3,000円以上の人に「高額療養費の支給申請についてのお知らせ」を、診療月の約3カ月後に通知しています。

支給申請は、受診月の翌月1日から2年間請求ができます。

- 高額療養費の支給申請に必要な物
  - ▽医療機関からの領収書原本か、支払証明書
  - ▽世帯主指定の振込先の預金通帳か、口座番号の控え
  - ▽印鑑(認印)
  - ▽国民健康保険被保険者証



## 市から



## 臨時福祉給付金を 支給します

●内容 消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も、対象者へ臨時福祉給付金を支給  
●対象 平成27年度分の住民税が課税されていない人

\*ただし、課税されている人に扶養されている場合や、生活保護受給者を除く  
●支給額 1人6000円  
●加算措置はなし  
【注意事項】  
●給付金を受け取るには、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要(支給は1回のみ)  
●1月2日以降に生まれた人、亡くなった人は対象外

●臨時福祉給付金の振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意を  
●市町村や厚生労働省などが、ATM(銀行、コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いします  
●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません

●市町村や厚生労働省などが、臨時福祉給付金を支給するために手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません

●申請期間 9月1日(火)~平成28年1月15日(金)  
●平成28年1月15日(金)消印有効  
●申請方法 対象となる可能性のある人へ、8月末ごろに申請手続きに関する案内を送付。申請書が送られてきた人は、対象者の要件を確認し、郵送で申請を

●問い合わせ先  
健康課  
▽コールセンター  
☎(36)1187  
☎(36)9310  
\*コールセンターは8月25日(火)から。祝日を除く月~金曜日の午前9時~午後5時

## 各種手当などの 更新手続きを 忘れずに

●内容 左表の手当などの更新を受け付けます。対

手当などの種類	受付期間	受付窓口・問い合わせ先
ひとり親家庭等医療更新	8月3日(月)~ 同31日(月)	子ども家庭課子ども家庭係 (西館1階) ☎(36)1151
児童扶養手当現況届		
特別児童扶養手当所得状況届	8月11日(火)~9月10日(木)	福祉課障害者福祉係 (北館1階) ☎(36)3135 FAX(36)5856
特別障害者手当所得状況届	8月11日(火)~9月10日(木)	
障害児福祉手当所得状況届		
福祉手当(経過措置分)所得状況届		

●内容 梅雨明けから夏にかけて、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です

## 農作業中の 熱中症に注意

●こまめな水分補給と、こまめな休憩を取る  
●通気性のよい衣類や帽子を着用する  
●ハウスや畜舎の換気、遮光や断熱材の施工などで、温度上昇を防ぐ

## 【次のことに注意】

●暑さの感じ方は人によって異なります。特に、高齢者は注意が必要  
●互いに熱中症予防を呼びかけ合うことが大切  
●節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようにする

## 【熱中症に なったときの処置】

●涼しい場所に避難させる  
●衣類を脱がせ、体を冷やす  
●水分を補給する  
●自力で水を飲めないときや、意識がないときは、直ちに救急車を呼ぶ  
●問い合わせ先  
農業振興課  
☎(36)0041

## - 行政書士による無料相談会 -

日時: 8/9(日)、9/13(日)、10/11(日) 9:00~12:00  
会場: 自由ヶ丘コミセン カルチャールームB  
遺言作成、相続手続、各種許認可、法人設立、農地転用、その他なんでもご相談下さい。  
※お時間の都合がつかない場合も御連絡くだされば柔軟に対応させていただきます。  
TEL 0940-33-7799 行政書士 本田 勝利  
携帯 090-9796-4184 梅崎 元  
〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9-5-2

住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい!

**建物解体** 相談・見積 無料

eデザイン(株) リサイクルセンター  
宗像市東郷3丁目6番2号 宗像市石丸字羽廣148番2  
☎ 36-5187 ☎ 35-3522  
http://edesign-inc.jp E-mail info@edesign-inc.jp